

## 令和5年1月1日からの経営事項審査の主な変更点について

**令和5年1月1日以降に申請される方は、申請書 様式第二十五号の十四 別紙三 その他の審査項目（社会性等）が変更となりますので、申請の際、ご注意ください。**

**※郵送で提出する場合、発送日が令和4年12月中であっても受付（到着）が令和5年1月以降となる場合は新様式で提出してください。**

また、建設機械の保有状況一覧表（中部地方整備局指定様式）や 経営事項審査申請書類 確認書（チェックリスト）も変更となりますので、ご注意ください。

経営事項審査における、その他社会性（W）の改正

1) **ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの状況を新たに評価します。**（W1-⑨）

- （1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定  
（えるぼし認定（第1段階目）～（第3段階目）、プラチナえるぼし認定）
  - （2）次世代育成支援対策推進法に基づく認定  
（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定）
  - （3）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）
- ※（1）～（3）の取得している認定の区分のうち最も配点の高いものを評価します。

2) **建設機械の保有状況について、加点対象建設機械が拡大されます。**（W7）

追加される建設機械：

- ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」
- 締固め用機械、解体用機械、高所作業車（作業床の高さ2 m以上）

3) **エコアクション21の認証取得状況を加点対象に追加します。**（W8関連）

ただし、環境への配慮の取り組みであるISO14001とエコアクション21の、いずれの認証も取得している場合は、評点の合算は行いません。

**建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況は、令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度の申請から対象となります。**

詳細内容は、経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き（令和5年1月）（中部地方整備局ホームページ）や国土交通省（本省）ホームページをご確認ください。

■再審査について

再審査受付期間：令和5年1月1日から120日以内

**※手数料は必要ありません**

※本取扱いは、中部地方整備局に対する申請者を対象としています